

5. その他の成分について

5.1 排ガス成分について

排ガス成分（煤塵、NO_x、Sox 及び重金属等）の基準値との比較を表 1-26 に示した。ブランク、Run1 及び Run2 の全ての条件で該当する規制値を超過する項目は存在しない。また、排ガス中の酸素濃度も 10%～12%の範囲内となっている。

表 1-26 排ガス中の各成分

対象	項目名	測定値				規制値（該当法）		評価
		ブランク	Run1	Run2	単位			
排ガス ^(*1)	ばいじん	0.023	0.041	0.015	g/m ³ _N	0.08	大防法 ^(*2)	規制値を超える項目はなかった。
	硫黄酸化物	2.1	2.4	2.9	Vol-ppm	-	-	
		(0.03)	(0.03)	(0.03)	(K 値)	(6)	大防法 ^(*2)	
	窒素酸化物	48	44	37	Vol-ppm	(<4.5)	市協定 ^(*3)	
						250	大防法 ^(*2)	
	塩化水素	2.9	3.6	3.0	mg/m ³ _N	200	市協定 ^(*3)	
						700	大防法 ^(*2)	
	一酸化炭素	4.4	1.3	5.2	Vol-ppm	100	大防法 ^(*2)	
	カドミウム	<0.01	<0.01	<0.01	mg/m ³ _N	目標値 50	市協定 ^(*3)	
	鉛	0.17	0.24	0.16		1	県条例 ^(*4)	
	水銀	0.02	0.02	0.02		10		
	ヒ素	<0.05	<0.05	<0.05		1		
クロム	<0.05	<0.05	<0.05	1				
(参考) 酸素	11.0	10.8	11.2	%	-	-		

(*1) 排ガス測定値は酸素 12%換算値である。(*2) 大気汚染防止法、(*3) I 市との公害防止協定、

(*4) F 県生活環境保全等に関する条例

5.2 燃え殻及び脱水汚泥について

燃え殻及び脱水汚泥中の重金属等の濃度は表 1-27 に示した。燃え殻及び脱水汚泥の全項目が該当する法規制を満足している。

表 1-27 廃棄物溶出試験の基準値との比較

対象	項目名	測定値				規制値（該当法）		評価
		ブランク	Run1	Run2	単位			
燃え殻	ヒ素	<0.02	<0.02	<0.02	mg/l	<0.3	廃掃法	規制値を超える項目はなかった。
	水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.005		
	鉛	<0.05	<0.05	<0.05		<0.3		
	カドミウム	<0.02	<0.02	<0.02		<0.3		
	六価クロム	<0.05	<0.05	<0.05		<1.5		
	全クロム	<0.1	<0.1	<0.1		-		
	熱灼減量	<0.1	0.3	0.1	%	<10	廃掃法	
脱水汚泥	ヒ素	<0.02	-	<0.02	mg/l	<0.3	廃掃法	規制値を超える項目はなかった。
	水銀	<0.0005	-	<0.0005		<0.005		
	鉛	<0.05	-	<0.05		<0.3		
	カドミウム	<0.02	-	<0.02		<0.3		
	六価クロム	<0.05	-	<0.05		<1.5		
	全クロム	<0.1	-	<0.1		-		
	含有率 ^(*5)	59.3	-	61.0	%	<85	廃掃法	

5.3 排水中成分について

排水中の各成分の濃度は表 1-28 に示す。

本施設の排水は、さらに別の施設で処理される（公共用水域に放流されない）ため、水質汚濁防止法（以下、「水濁法」という。）の排水基準の対象外であるが、参考値として水濁法等と比較した場合、カドミウム以外の全ての項目が規制値を満足している。

表 1-28 排水中成分の基準値との比較

対象	項目名	測定値			規制値 ^(*1)	参考規制値（該当法）	
		ブランク	Run2	単位			
処理排水 (最終排水)	ヒ素	<0.02	<0.02	mg/l	該当せず	<0.1	水濁法
	水銀	<0.0005	<0.0005			<0.005	水濁法
	鉛	<0.02	<0.02			<0.1	水濁法
	カドミウム	0.075	0.268			<0.1	水濁法
	全クロム	<0.1	<0.1	六価として<0.5		水濁法	
	pH	7.3	7.9	六価として<0.2		県条例 ^(*2)	
	COD	8.6	30	5.8~8.6		水濁法	
	SS	47	48	<160		水濁法	
				<20		県条例 ^(*2)	
			<200	水濁法			
			<70	県条例 ^(*2)			

(*1) 当社の排水は直接公共水域に放流せず、隣接工場へ送水し更に処理をした後公共水域に放流される。従って直接は水濁法の規制は適用されない。（隣接工場との協定は有り）

(*2) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水濁法に基づく排水基準を定める条例